

# 一宮市立大徳小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童もいじめの被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、児童の尊厳を守り、いじめに向かわせないために、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的にいじめに対応していく。また、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民その他の関係機関の連携の下に進めていく。

学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。そこで、児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ・不登校対策委員会」は校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、いじめ等対策主任、不登校対策主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、組織的な対応を図る。
- ・教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを行い、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや一日観察日、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・月に一度、全職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況を発信する。
- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を活用して、地域全体のいじめ防止意識の向上に努める。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

### 3 いじめの防止等に関する具体的な取組

#### (1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・いじめアンケートやQ-U、教育相談を実施して、学級経営を見直し、より良い学級づくりに努める。
  - ・申し送り個票等を作成し、いじめの状況やその後の児童同士の関わりについて把握できるように努める。
- イ よく分かる授業を展開し、個々に自己肯定感と充実感を味わわせる。
- ・基礎的、基本的事項の徹底習得
  - ・意見を発表し合える場面設定
- ウ いじめが心配される事案があった場合にもいじめの可能性を考え、周り又は全員にいじめは許されない行為であることを呼びかけ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 集会等でいじめ未然防止の講話を行う。
- カ 児童の話し合い活動などの主体的な活動を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止の意識を高める。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネット上のいじめ」の被害者、加害者とならないよう継続的に指導する。
- ク 異学年交流活動の中で、思いやりの心や強調する気持ちを育み、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。
- ケ 保護者や地域の方への働きかけを行う。
- ・授業参観、HP 等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
  - ・個人懇談や家庭訪問等で、児童の様子について情報を共有しておく。
  - ・PTA の各種議会や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- コ 中学校や幼稚園（保育園）との情報交換を行う。

#### (2) いじめの早期発見の取組

- ア 日頃の児童のささいな変化や気になる行為に関して、情報を共有し、組織的に見守り・支援できる全校体制を整える。
- イ いじめアンケート、教育相談の定期的な実施（各学期1回以上）や、一日観察日の実施（月1回以上）を通して、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- ウ 過去にいじめ被害にあった児童に対し、継続的な見守りを行う。
- エ 通学の見守り隊や交通当番の保護者から情報を得るように努める。

- オ 児童が相談しやすい環境を整える。
- ・教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努める。
  - ・相談箱等を設置し、児童が担任以外の職員にも相談できるようにする。
  - ・県及び市のスクールカウンセラーの相談日を全家庭に紹介（配付）する。
  - ・電話相談窓口の一覧を全家庭に紹介（配付）する。

### (3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ いじめを見て見ぬふりをしていた児童に対する指導を行う。
- オ 該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努める。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 「ネット上のいじめ」への対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。
- ク 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

## 4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係諸機関との連携を図る。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

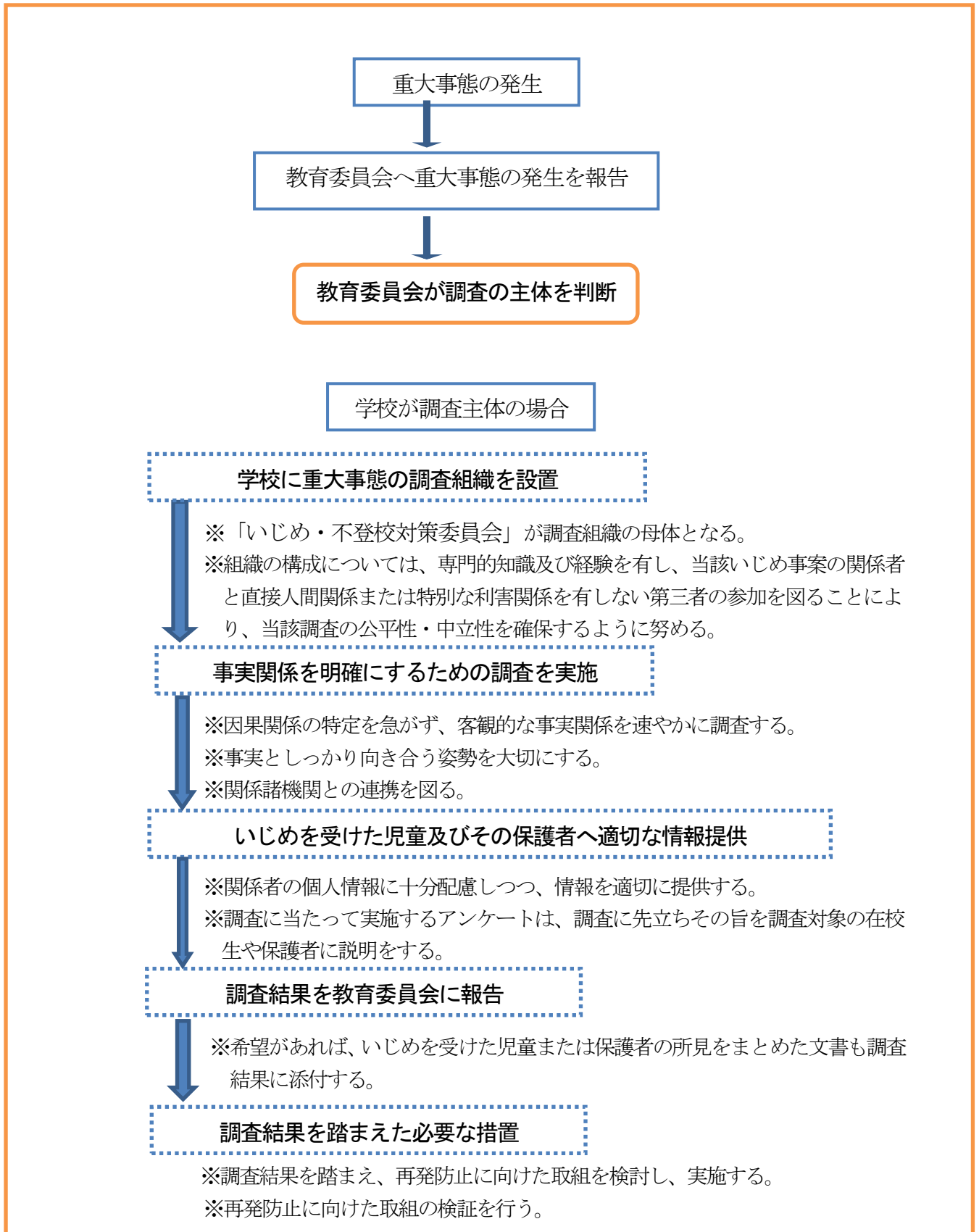
## 5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価・保護者による学校評価アンケートを実施し、「いじめ・不登校対策委員会」及び「学校運営協議会」において、いじめに関する取組の検証を行う。

## 6 その他

- (1) 「いじめ対策ハンドブック」（一宮市教育委員会・一宮市いじめ対策推進委員会作成）を参考にいじめ対策に取り組む。
- (2) いじめ対策に関する校内研修を実施したり、教育委員会等が主催する講演会や事例研究会に関係職員を参加させたりして、児童理解を深め、いじめ未然防止や対応についての教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



＜令和7年度 一宮市立大徳小学校いじめ防止取組の年間計画＞

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携		
4月	P ↓	○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○校内研修「学級開き」	○SCの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○通学団会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会、「学校いじめ防止基本方針」の説明	
5月		D	○QU検査の実施	○保健指導（心と体の成長） ○情報モラル教育（1～6年）	○家庭訪問 ○公開授業	
6月		C ↓ A ↓		○福祉実践教室（4年）	○心のアンケート（保護者・児童） ○教育相談週間	
7月	○担任による「取組評価アンケート」の実施→検証		○通学団会		○個人懇談会	
8月	C		○現職教育「校外研修内容の伝達」			
9月	A				○身体測定 ○児童の意識実態調査	
10月	P ↓	○校内研修「人間関係づくり」	○赤い羽根募金活動			
11月		○QU検査の実施		○心のアンケート（保護者・児童） ○教育相談週間	○学校運営協議会委員への授業の公開 ○学校運営協議会での「取組総括・評価」	
12月		D	○人権週間（講話） ○通学団会 ○セルフディフェンス講座（4年）		○個人懇談会	
1月	C ↓ A ↓	○校内研修「学級環境づくり」		○身体測定		
2月		○自己評価 ○評価を基に学校運営協議会で「基本方針」の見直し	○保健指導（命の大切さ）	○心のアンケート（保護者・児童） ○教育相談週間	○学校運営協議会・地域代表者懇談会での「取組評価」「自己評価」の分析	
3月			○通学団会 ○卒業生を送る会			
通年	A ↓ P ↑	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○縦割り活動 ○ミニ通学団会 ○クラブ活動（4～6年） ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活アンケート（児童）【毎月】 ○一日見守日【毎月】	○あいさつ運動【毎月】	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。